

504 C63

様式44

令和5年11月30日

三重県知事 一見 勝之

医療法人の住所 三重県松阪市魚町1693番地  
医療法人の名称 医療法人 増山医院  
理事長名 増山 幸子  
電話 0598(23)5941

決算届

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 増山医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特定医療法人     出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 三重県松阪市魚町 1693 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成2年12月10日

- (4) 設立登記年月日 平成2年12月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
医院	医療法人増山医院	2410705293	三重県松阪市魚 1693 番地	
診療所	嬉野宇気郷診療所 [松阪市から指定管理者として指定を受け管理]		三重県松阪市嬉野小原町 641 番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
    令和4年11月28日              令和4年9月期決算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人 増山医院  
 所在地 三重県松阪市魚町1693番地

※医療法人整理番号 063

財 産 目 録  
 令和5年 9月 30日現在

1. 資 産 額 129,432 千円  
 2. 負 債 額 5,910 千円  
 3. 純 資 産 額 123,522 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	75,016
B 固 定 資 産	54,416
C 資 産 合 計 (A+B)	129,432
D 負 債 合 計	5,910
E 純 資 産 (C-D)	123,522

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 増山医院  
 所在地 三重県松阪市魚町1693番地

※医療法人整理番号 C63

貸 借 対 照 表  
 ( 令和5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	75,016	I 流動負債	5,910
II 固定資産	54,416	II 固定負債	0
1 有形固定資産	3,784	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	116	負債合計	5,910
3 その他の資産	50,516	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	20,000
		II 積 立 金	103,522
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	123,522
資産合計	129,432	負債・純資産合計	129,432

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 増山医院

※医療法人整理番号 C63

所在地 三重県松阪市魚町1693番地

## 損 益 計 算 書

(自 令和4年10月 1日 至 令和5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,101
2 事業費用	64,137
本来業務事業利益	△ 36
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 36
II 事業外収益	3,162
III 事業外費用	0
経常利益	3,126
IV 特別利益	4,710
V 特別損失	1,415
税引前当期純利益	6,421
法人税等	3,467
当期純利益	2,954

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 増山医院  
理事長 増山 幸子 殿

私（注1）は、医療法人 増山医院の 令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 11月 15日  
医療法人 増山医院  
監事 曾原 三重子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。